



議会報

ならは



ならは天神太鼓 うしお会の演奏・新春交歓会

■ 平成28年12月定例会 会期 12/14(水)～16(金)

- ▶ 平成28年12月定例会……………2～4ページ
- ▶ 臨時議会……………5ページ
- ▶ 町政を問う【一般質問】……………6～13ページ
- ▶ 要望活動……………14～15ページ
- ▶ 委員会のうごき……………16～19ページ
- ▶ 全員協議会……………20ページ
- ▶ 議会の足跡……………21ページ

平成29年

第175号

3月1日
発行

平成28年12月

檜葉町総合グラウンド改修工事請負契約

会期は平成28年12月14日から16日の3日間で行われ、提出された条例制定2件、条例改正7件、補正予算5件、町道変更2件、工事請負契約締結2件・変更2件、土地の取得1件、発委2件の計23件について、慎重に審議された結果、工事請負契約締結1件を除く22件が原案どおり可決・承認されました。

平成28年度補正予算

一般会計予算（第7号）

歳入歳出予算に36億6,799万6千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ189億7,480万円とする。【全員賛成：可決】

国民健康保険特別会計（第2号）

歳入歳出予算に1億4,731万5千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ22億9,839万6千円とする。【全員賛成：可決】

下水道事業特別会計（第2号）

歳入歳出予算から1億3,296万円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ5億3,280万円とする。【全員賛成：可決】

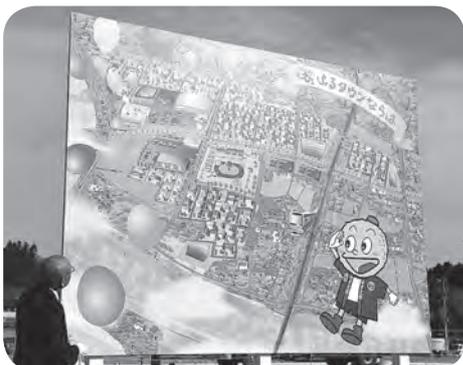
住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号）

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費に5,367万4千円を補正する。【全員賛成：可決】

介護保険特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出予算に2,800万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ10億7,873万6千円とする。【全員賛成：可決】

「コンパクトタウンの名称は「笑ふるタウンならは」に決定



条例の制定・改正

檜葉町自転車等放置防止条例の制定

当町が所有する自転車駐車場の保安全管理に努め、もって町民生活の安全の確立と町民の良好な生活環境を保持することを目的として制定。
【全員賛成：可決】

檜葉町商業施設及び宿泊施設の整備促進に関する条例の制定

新たな都市機能の充実を図るため、指定区域内の商業施設及び宿泊施設を設置する事業者に対する奨励措置等を定め、復興に寄与することを目的として制定。【全員賛成：可決】

檜葉町職員の給与に関する条例の改正

県人事委員会の給与勧告に基づく、職員の給料月額・勤勉手当の割合を改定するため、一部改正。
【全員賛成：可決】

檜葉町長等の給与及び旅費に関する条例等の改正

町長等に支給する期末手当の割合を改定するため、一部改正。【全員賛成：可決】

檜葉町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の改正

議員に支給する期末手当の割合を改定するため、一部改正。【全員賛成：可決】

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正

職員の育児支援、並びに介護支援に係る規定を改定するため、一部改正。【全員賛成：可決】

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の改正

土地利用計画の具体化と新産業の創造・企業誘致を推進するため、一部改正。【全員賛成：可決】

檜葉町税条例の改正

復興に寄与すると認められた指定事業者について、固定資産税の減免規定を追加するため、一部改正。【全員賛成：可決】

檜葉町営住宅管理条例の改正

中満南住宅団地の一部が完成すること、並びに災害公営住宅内の一部において、ペットの飼育を可能とするため、一部改正。【全員賛成：可決】

檜葉町議会定例会

の締結を除く22案件が議決されました。

町道の変更

五里内・堂ノ前線

旧県道小埜上郡山線との接続部を起点、町道木屋・小六郎線との接続部を終点とする五里内・高橋線を、県道及び町道の整備に伴い起終点を変更し、路線名を五里内・堂ノ前線と変更。

【全員賛成：可決】

堂ノ前線

町道木屋・小六郎線との接続部を起点、町道西原・本釜線との接続部を終点とする高橋・谷地線を、竜田駅東側開発及び県道広野小高線整備に伴い起終点を変更し、路線名を堂ノ前線に変更。

【全員賛成：可決】

工事請負契約

契約の締結【檜葉中学校改修工事】

- ◆契約相手 ㈱フジタ 東北支店
- ◆契約金額 6,523万2千円【全員賛成：可決】

契約の締結【檜葉町総合グラウンド改修工事】

- ◆契約相手 (資)諸橋建設工業
- ◆契約金額 1億9,872万円【賛成少数：否決】

契約の変更【町道木屋・小六郎線外1道路改良工事】

- ◆契約相手 鉄建・橋本組特定建設工事共同企業体
- ◆変更前 1億2,418万8,120円
- ◆変更後 1億7,635万3,200円
- 《変更理由》 採取土から購入土への変更等による増額変更。【賛成多数：可決】

契約の変更【竜田駅東側地域整備工事】

- ◆契約相手 鉄建・橋本組特定建設工事共同企業体
- ◆変更前 13億6,854万9,000円
- ◆変更後 16億0,854万5,520円
- 《変更理由》 採取土・購入土から流用土への変更等による増額変更。【賛成多数：可決】

土地の取得

竜田駅東側整備事業用地

- ◆所在 井出字堂ノ前70番1 ほか6筆
- ◆面積 4,576.93㎡（地目：田）
- ◆取得価格 総額1,373万790円
- ◆地権者数 3名 【全員賛成：可決】

発 委

※関連記事3ページ

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

【要旨】

国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現すること。

【全員賛成：可決】

陳情事件採択に伴い意見書を提出。

「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書について

【要旨】

学生が安心して勉強に励めるよう、「給付型奨学金」の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策を講ずること。【全員賛成：可決】

陳情事件採択に伴い意見書を提出。



12月定例会

みなさんからの陳情

《 陳 情 ① 》

◆件 名 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書採択に関する陳情書

◆陳情者 福島県町村議会議長会
会 長 五十嵐 司

◆要 旨

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

この立場から陳情する。

以上の内容を、地方自治法第99条の規定により、榊葉町議会が国へ意見書を提出すること。

◆付託委員会 総務環境常任委員会

◆結 果 採 択

◆審査意見

地方議会議員の厚生年金制度への加入を早期に実現することは、地方議会の活性化をはじめ、国民の幅広い政治参加や議員を志す新たな人材確保につながるものと判断し、採択とした。

◆措 置

榊葉町議会として、平成28年12月19日付けで、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣に対し意見書を提出。

《 陳 情 ② 》

◆件 名 「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書採択に関する陳情書

◆陳情者 福島県労働福祉協議会
会 長 今泉 裕

◆要 旨

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人・日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料の値上げが続いていることなどが背景となっており、平成28年度の利用者は132万人に上り、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。

よって、政府においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉強に励めるよう、「給付型奨学金」の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策として、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1. 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、平成29年度を目途に給付型奨学金を創設すること。
2. 希望するすべての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
3. 低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。
4. 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。あわせて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上の内容を、地方自治法第99条の規定により、榊葉町議会が国へ意見書を提出すること。

◆付託委員会 経済福祉常任委員会

◆結 果 採 択

◆審査意見

学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することなく安心して勉強に励むために、給付型奨学金の創設や無利子奨学金の拡充を求めることは必要であると判断し採択とした。

◆措 置

榊葉町議会として、平成28年12月19日付けで、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣に対し意見書を提出。

「請願」と「陳情」

町民のみなさんが、町政についての意見や要望を文書にして、直接議会に提出する制度です。

紹介議員がいる場合は「請願」、ない場合は「陳情」として取り扱います。

「請願」・「陳情」の申請方法などは、議会事務局へお問い合わせください。

臨時議会

平成28年10月臨時議会

会期 平成28年10月7日

平成28年度補正予算

一般会計予算（第5号）

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費に7億5,609万2千円を補正する。

【全員賛成：可決】

工事請負契約

契約の締結【榎葉町町営住宅室内修繕工事（1工区）】

- ◆契約相手 (株)加地和組
- ◆契約金額 1億2,528万円
【全員賛成：可決】

契約の締結【榎葉町町営住宅災害復旧工事「向ノ内団地」】

- ◆契約相手 (資)諸橋建設工業
- ◆契約金額 5,184万円 【全員賛成：可決】

備品購入契約

契約の締結【榎葉中学校施設用備品購入事業】

- ◆契約相手 (株)国分
- ◆契約金額 2,052万円 【全員賛成：可決】

土地の取得

常磐自動車道(仮称)ならはスマートインターチェンジ事業用地

- ◆所 在 大谷字山沢67番 ほか3筆
- ◆面 積 1,146.35㎡ (地目：田、畑)
- ◆取得価格 総額430万7,010円
- ◆地権者数 2名 【全員賛成：可決】



カントリーエレベーターのイメージ

平成28年11月臨時議会

会期 平成28年11月16日

平成28年度補正予算

一般会計予算（第6号）

歳入歳出予算に5,360万4千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ153億0,680万4千円とする。【全員賛成：可決】

工事請負契約

契約の締結【保健福祉会館災害復旧工事】

- ◆契約相手 (資)諸橋建設工業
- ◆契約金額 1億3,716万円【全員賛成：可決】

契約の締結【館ノ沢橋下部工事】

- ◆契約相手 加藤建設(株)
- ◆契約金額 2億4,516万円【全員賛成：可決】

契約の締結【榎葉町町営住宅室内修繕工事（2工区）】

- ◆契約相手 堀江工業(株)
- ◆契約金額 7,560万円 【全員賛成：可決】

契約の締結【榎葉中学校改修工事】

- ◆契約相手 (株)フジタ 東北支店
- ◆契約金額 6,523万2千円【全員賛成：可決】

契約の締結【榎葉町コミュニティセンター照明改修工事】

- ◆契約相手 (資)諸橋建設工業
- ◆契約金額 1億6,308万円【賛成多数：可決】

契約の変更【中満南団地災害公営住宅敷地造成工事】

- ◆契約相手 鴻池・草野特定建設工事共同企業体
- ◆変更前 9億8,820万0,000円
- ◆変更後 10億2,599万0,280円
- 《変更理由》 採取土から購入土への変更等による増額変更。【全員賛成：可決】

土地の取得

カントリーエレベーター等事業用地

- ◆所 在 上小埜字大師作42番 ほか8筆
- ◆面 積 16,245.01㎡ (地目：田)
- ◆取得価格 総額6,010万6,537円
- ◆地権者数 7名 【全員賛成：可決】



◆鳥獣対策について

帰町者及び帰町を考えている人の大きな悩みは、イノシシの存在である。夜行性でありながら日中にも出没し不安を与えている。

問 駆除対象の動物はどのようなものがあるのか。また、それぞれの駆除数はどのくらいか。

答 (町長) 現時点で樫葉町有害鳥獣保護隊へ許可をしているのは、イノシシのみ。駆除数は、11月末現在で捕獲隊による145頭、狩猟による12頭、県事業による5頭の合計162頭を駆除している。

問 駆除隊の体制はどのようになっているのか。

答 (町長) 猟友会富岡支部樫葉分会から推薦を受けた14名に対し、町が樫葉町有害鳥獣捕獲隊として委嘱しており、箱わなの設置等の活動をしていただいている。

問 町として駆除隊を増員するような施策を考えているのか。

答 (産業振興課長) 猟銃より簡易な講習で取得できる括りわなの免許を、住民に広報し、協力隊のようなものを組織していきたい。

問 駆除隊の賃金はいくらか。

答 (町長) 捕獲隊員の労務費や

活動費等を含む必要経費として年間200万円を補助金として支出しており、昨年度の実績は、労務費が約140万円、交通費が約60万円となっている。

問 今後、捕獲数を増やす施策を考えているか。

答 (町長) 県が実施している痕跡調査やセンサーカメラによる出没調査結果をもとに、出没率の高い箇所や被害の多い箇所を特定し、箱わなや括りわなを有効な場所へ設置することで、捕獲数の増加に努めていく。

問 管理されていない畑・除染後の宅地など、草木が生い茂った土地がイノシシの休憩場所・ねぐらとなっている。土地の所有者が遠方に避難している場合等、除草は難しいのではないかと。町でしっかり指導してほしい。

答 (産業振興課長) 除草が不可能であれば、町として対応していかなければならない。横断的に町内連絡をとり合いながら対応できるようにしていきたい。

問 自家消費野菜等のイノシシ被害が多発している。電気柵の貸与を考えては。

答 (町長) 県営農再開支援事業を活用し、米の作付等に対しては電気柵を無償貸与しているが、自家消費野菜等については、当該事業の対象となっていないため、県へ要望をしている。今後、農作物被害の未然防止策やその財源確保に努めていく。

問 イノシシの被害で用排水路が埋まっている箇所が見受けられる。町で泥上げを実施するのか。

答 (産業振興課長) 営農再開に向けて支障となるため、現場を確認しながら対応していく。

◆あおぞら子ども園について

問 入園条件はどのようになっているのか。

答 (教育長) 条例・規則に定められているとおり、生後6カ月から小学校就学前となる。なお、0歳時から2歳時・長時間保育は、保育の必要性が認められた方が入園の対象となる。

問 職員数はどのくらいなのか。

答 (こども園長) 現在、職員12名、栄養士、調理師で14名であり、来春も同様と考える。

問 隣接町からの入園希望があるが、町の考えは。

答 (教育長) 現在他町から3名が在籍しており、定員内であれば受け入れ可能となっている。今後も希望内容を精査した上で受け入れていく。

◆コミュニティセンターについて

問 貸館業務はどのようになっているか。

答 (教育長) 使用する際は、教育総務課またはコミュニティセンターの窓口で事前に使用許可申請をしていただき、使用料は条例の規定により、町外の方が使用した場合は基本使用料の50%が割り増しとなる。また、冷暖房使用料が基本使用料の20%かかる。

問 貸館業務の頻度を上げるためにどのような事を考えているか。

答 (教育長) 施設も充実していることから、近隣の学校や団体等に加え、復興に従事する企業等へも広く活用していただくようPR活動を行っていく。



◆今後、町の人口にあわせた行政改革をすべきである

問 必要度の低いものや目的をほぼ達成したものは廃止すべきである。例えば、土地改良区は、産業振興課の中に含める、または廃止すべきではないか。

答 (町長) 本町では、行政改革大綱・集中改革プランに基づき、効率的な行財政運営のために既存の行財政の仕組みを刷新してきた。しかし、震災以降は復興事業に係る業務量が増大し、行財政の簡素効率化と地方分権の推進に対応する課題に対処し切れない面もある。

来年春の帰町目標に向け、事務事業の再編整理等を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう、行財政改革に努める。

なお、土地改良区については、土地改良法に基づき設置された法人であり、廃止に当たっては組合員の意見を踏まえ、最終的には総代会において判断していただく必要がある。農業者や土地改良区の役員、総代の皆様の意見を聞き、営農再開に支障が出ないように検討していく。

問 現在の土地改良区の業務は。

答 (産業振興課長) 土地改良事業については、現在の整備率は88%となっており、本来の事業目的は達成されつつあると感じる。また、震災による農地・施設の災害復旧も町が対応し、営農再開への環境整備に努めている。土地改良区の業務としては、施設の維持管理などが主である。

問 現在実施している事業は、行政の中で対応できるということだが、行政改革を進めるうえで、必要度の低いものは何らかの話しながら進めていくべきと思うが。

答 (町長) 解散の可否は、土地改良区が主体的に決定することが大前提であり、農家の方が営農しやすい環境づくりを、行政として進めていく。

◆町の防災対策は万全か

問 11月22日福島沖を震源とするマグニチュード7.4の地震があり、町は震度5弱、津波も発生した。町の防災対策は万全か。

答 (町長) 先日発生した地震及び津波警報の発令に対し、速やかに防災無線やタブレット、エリアメール、FMラジオ等により沿岸部住民に避難を求め、コミュニティセンターと榎葉まなび館に避難所を開設し、迅速な避難者の受け入れ体制を整備した。

問 災害がいつ発生するか分からない状況で、職員がきちんと対応できたのか。

答 (環境防災課長) 避難警報発令と同時に、町長以下十数名の職員が役場に参集し、初動態勢を取った。現在、職員で夜間滞在の輪番制を実施しており、今後もしっかり対応していく。

問 初動態勢で参集した職員が十数名ということだが、職員の対応について、見直す点があるのでは。

答 (環境防災課長) 職員十数名は必ず輪番制で速やかに緊急対応できるよう、初動マニュアル等で周知を図っている。

◆避難期間に増加した野生動物の対策について

問 野生動物の農作物への被害対策は。

答 (町長) 持続的に被害を防止するため、県や捕獲隊と連携を図りながら捕獲事業を強化していく。

問 野生動物の感染症と伝染病対策について。感染症と伝染病としてはどんなものが考えられるか。

答 (町長) 感染症とは人がウイルスなどの病原体に感染する病気、伝染病は病原体が人から人、動物から動物、動物から人へと連鎖的に伝染する病気で、感染症の一種である。野生動物由来の感染症としては、狂犬病、野兔病、オウム病などが考えられる。

問 町民が帰町するに当たり、野生動物が町内どこにでも出没しており、噛まれた場合の対応なども想定しておかなければならない。野生動物の感染症と伝染病に対し、子供たちが安心して安全に生活できる対策は取っているか。

答 (教育長) 予防や流行の蔓延を防ぐ手段として、学校保健安全法において学校感染症が規定されており、出席停止や学級、学校閉鎖の処置をとることになっている。町内で再開される教育環境においても予防対策に万全を期していく。



◆災害時の情報収集体制について

問 11月22日の朝、震度5弱の地震が発生したが、当町の危機管理、特に情報収集に関して、国・県・東京電力等とは、密にできる体制になっているのか。

答 (町長) 津波警報が解除されるまでの間、県から連絡員が1名、広域消防本部から消防署員1名、双葉警察署から警察官1名が当町に派遣され、連携して情報収集を行った。また、東京電力とは担当者と電話やFAX等での情報収集を行ったが、緊急時は国、オフサイトセンターや県、東京電力と専用回線や衛星電話を利用した通信連絡体制を整備している。

問 地震の度に、東京電力でトラブルが発生すると、町民の帰町意欲を削ぐことになる。今後は、町が東京電力から積極的に情報収集をする体制を築くべきではないか。

答 (町長) 町長、立地4町協議会の会長という立場において、東京電力とは情報交換等をしており、再三再四厳しく事業者、規制庁等に問題点を指摘している。町としても原子力施設監視委員会を組織し、町民にわかりやすい広報活動を含めた管理体制を整備して

おり、万全とは言えないが、町としてやれることは全て手を打っていると自負している。

◆町道の整備について

問 交通量が激しく、痛んだ道路や生活道路の拡張は考えているのか。

答 (町長) 環境省や県、町、請負者などの関係機関が連携し、大型工事車両の運行ルートや通行時の留意事項を定めるなどして一定箇所へ交通が集中しないよう対処するとともに、局部的な拡幅改良や退避所の設置、速度制限や路面表示、傷んだ道路の修繕等についても対処、改善している。道路の損傷によって町民の生活に支障を来すことのないよう、引き続き道路の保全と交通の円滑化に努めていく。

問 傷んだ道路の箇所数が、町内ではどのくらいあるのか。

答 (建設課長) 統計は取っていないが、パトロールの中で随時担当業者を決めて、適時に対応しているという状況である。

問 今後、生活道路のうち拡張を予定している路線があるのか。

答 (建設課長) 復旧事業が収束期を迎えた段階で、全体的な局部改良、舗装の打替えを広い範囲で一括して実施したい。

問 新規路線がどのくらい予定されているのか。

答 (建設課長) 町道について、今現在計画している改良路線は、7路線である。

◆仮置場について

問 現在までの処理状況と進捗状況について。

答 (町長) 波倉地区へ整備され

た仮設焼却施設の供用開始により、可燃性の除染廃棄物が各仮置き場から順次搬出されており、今後の減容化処理には約2年半の期間を要する。一方、中間貯蔵施設への不燃性の除染廃棄物の搬出は、本年度から本格的に搬出が開始しており、今後5年間で町内の不燃性廃棄物がおおむね半減する予定である。

◆里山除染について

問 いつ頃から始まり、除染の具体的な内容はどの様になっているのか。

答 (町長) 8月にモデル事業の対象候補地を提示し、事業の採択要件となる里山の利用方法等について現地の調査を実施している。今後はその利用状況等を踏まえ、関係省庁が対策を講じていくとの説明を受けている。

◆学校再開について

問 平成29年4月の学校再開に向けて、保護者との懇談会等は進んでいるのか。

答 (教育長) 7月末に保護者に対する意向調査を実施し、9月の学校再開検討委員会での審議の後、9月25日にいわき市文化センターと会津美里町の仮設集会所の2カ所で保護者との懇談会を実施した。保護者からは、スクールバスの運行内容やJRを利用した場合の通学などについて質問が寄せられた。引き続き課題解決に向け、保護者や学校と連携して、きめ細やかに対応していく。また、1月中旬には町内に通学を希望する保護者を対象とした説明会を開催する予定である



◆住所表記における大字の削除について

檜葉町の住所は町の次に大字を表記することになっている。様々な申請や契約等においては、正式な住所を表記しなければならず、住所が長く、所定の用紙に収まらないこともあり、さらにルビを振る場合は、字数が増えて時間がかかるなどの難点がある。大字を付けなくても十分に所在地が特定できる。大字が削除されれば手続き等が簡素化でき、効率的な事務手続きにつながるなどの利点があるものと思われる。

問 県内の檜葉町以外の市町村において住所表記はどのようになっているのか。

答 (町長) 県内の町村においては檜葉町同様に住所に大字を表記する町村が多数を占めている。また、一部の町村では、大字の表記と大字を除いた表記が混在する町村もあり、市では住居表示の実施や合併により、町名や道路の名称を用いた住所を表記しているところもある。

問 なぜ、市町村で大字を表記する自治体と大字を表記しない自治体があるのか。

答 (町長) 大字は明治22年に行われた市制町村制、いわゆる明治の大合併の施行に伴い、従前の村名、町名を大字として名称を残したことが始まりである。大字の有無は、ほとんどの自治体は市制施行や市町村合併時に表記を変更したものが主流となっている。

問 大字を無くすことによるメリット・デメリットは、どのようなものが想定できるか。

答 (町長) メリットは住所を記載する際に字数を減らすこと、デメリットは、住所変更に伴うさまざまな諸手続きが挙げられる。

問 大字の削除にはどのような手続きが必要なのか。

答 (町長) 地方自治法において、町議会の議決を経た後に町長が字の名称変更を行う旨の告示をすることとなるが、県との事前協議、土地登記簿、その他の公簿、各種システム等の改修等が必要であり、準備には相当の期間を要する。

問 大字、小字となると、どれだけ田舎なのかというイメージを持たれる。大字がなくても住所が特定できる現代社会では条例を改正し、「檜葉町北田」、「檜葉町上小埜」のようなスマートな表記とし、利便性向上につなげるべきと思うが。

答 (町長) 現時点での字の名称変更は現実的ではないものと考えているが、双葉郡内の町村の情勢を注視しつつ、検討していきたい。

◆広野町との合併を検討すべき時期と考えるが

双葉郡の将来を考えたときに、双葉郡内町村との広域合併を考える時期が遠からず来ると予想され

る。以前の質問に町長は、「今はその時期ではない。」との認識を示しているが、共に町民が帰町し、状況が似ている両町が一体となって、双葉郡を牽引することが必要と考える。

問 隣町との合併についてはどのような認識を持っているのか。

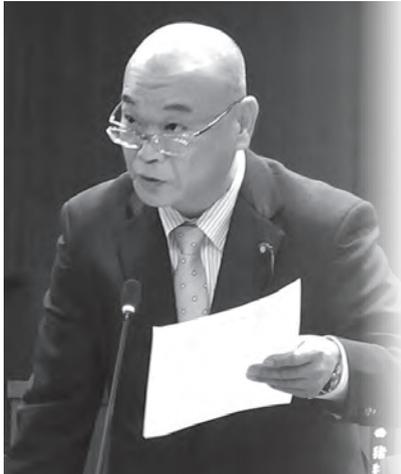
答 (町長) まずはふるさと檜葉の原風景を取り戻し、町の復旧・復興に向けて全力で取り組むことが先決であると考えている。広野町、檜葉町は双葉郡を牽引する役割を担っていかねばならないし、その役目を果たすべく、双方の連携をさらに強化をしていきたい。

問 財源について、人件費、経常経費も含めて国からの手当があるのか。

答 (総務課長) 職員の人件費には義務的経費であり、復興財源には含まれていない。一般財源で賄っている。

問 復興事業は、国の一定の財政支援もあり、町税の不足分も国からの特別交付税で補われているが、この制度もいつまで続くのか。この先向かうものはどこかと考えると、広野は檜葉と地理的条件、風土が近い。Jヴィレッジや岩沢川両岸の工業団地、檜葉八幡神社が広野にあるなど一体感がある。南双葉地域で檜葉と広野が合併した新たな町の姿が必要だと思うが、将来の人口推計をしていく中、単独で行政運用していけると考えるのか。

答 (町長) 財政等々を含めて町のありようは厳しいものがあるが、短期に解決する問題ではなく、中長期的に捉えていかなければいけないので、しっかりとした町の組み立て方を進めていきたい。



◆津波被災農地の現状について

問 波倉地区を除く津波被災農地の災害復旧は完了しているとのことだが、苦情が多い。田については、排水ができず水がたまる、表土を取過ぎ、覆土・客土が少なく田んぼの面が深い、石が大量に含まれており機械が壊れてしまう、畦畔の土質が悪く崩れやすい等。このような状態で営農再開ができるのか。

畑は、隣の畑との境界がわからなくなっており、また、草を刈っていない畑はイノシシのすみかになっていて、隣に家があるが戻れないという苦情もある。今後の対応、対策は。

答 (産業振興課長) 災害復旧は完了しているが、営農再開に向けて支障があり、農地として適さないため、財源を確保しながらしっかりと対応していく。

畑の境界とイノシシの件については、状況を確認し対応する。

問 災害復旧工事は原型復旧であり、その原型が戻っていない状態では営農再開はあり得ない。

答 (産業振興課長) 営農に適さない農地は、しっかり適するよう復旧していく。

◆家屋解体・災害公営住宅・町営住宅の進捗状況について

問 家屋解体の平成27年9月末以降の申請件数と、受付終了時期、その解体の完了時期は。

答 (建設課長) 解体受付終了後、特別な事情があった方からの申請、相談等が約200件あるとの報告を受けている。受付終了時期は環境省と協議中で、全ての解体が終了するまで受付を開いて欲しい旨、要望している。しかし、契約等諸問題があり、解体を希望される方は、速やかに相談等をして欲しい。

また、残りの200件の解体完了時期は、環境省の方針がまだ決定していないため、早期の実施・完了を申し入れしていく。

問 町民の間では、災害公営住宅は3年間無料、5年間無料といった情報の錯綜、混乱が起きている。実際、災害公営住宅・町営住宅の家賃規定はどうなっているのか。

答 (建設課長) 今年度は、住宅管理条例に基づいて全額減免しており、来年度の継続も検討している。それ以降は、個々の状況を勘案しながら対応していく。既存の町営住宅も同様である。

◆町内の医療環境の現状について

問 診療時間が短いのではないかと。夜遅くまで対応する体制はできないか。

答 (住民福祉課長) リカーレには診療科目の追加や診療時間の延長を要望している。

問 人工透析の患者さんに対応できるような施設はできないのか。

答 (住民福祉課長) 平成30年3月に富岡町にできる医療機関

に、引き続き要望していく。

問 病院不足で帰町できないという声も多い。充実した医療体制の整備を希望する。また、こども園の再開により、お子さんを連れての帰町を考える方も多くいる。診療時間の延長を強く要望する。

答 (住民福祉課長) 県で郡内の医療検討会が組織されており、郡内足並みを揃えて要望していく。

◆デマンド交通の現状と今後の対応について

問 デマンド交通について、数カ所拠点を決めて定期的に巡回する形にできないか。また、有料であっても、富岡まで距離を伸ばすことは可能か。

答 (復興推進課長) 震災前に運行していた町民バスのように、定期路線は使い勝手が悪く、デマンド交通が主流になる。今後、タクシー補助等も事業実施に向けて検討していく。

また、富岡町で来春から、いわきと富岡を結ぶ路線を予定しており、町民の利用も可能となる見込みである。

◆不法投棄(波倉等)の現状について

答 (町長) 事案発覚以降、相双地方振興局が行為者に対して十数回にわたり撤去指導を継続して行ってきたところ、11月に入り行為者から廃棄物の撤去を行う旨の連絡が入り、行為者が廃棄物の撤去作業に着手していることを町も確認した。引き続き県と連携して撤去作業の推移を確認していく。

答 (環境防災課長) 着手はしたが、まだ完全に終了したわけではない。今後も推移を見守りしっかりと最終まで確認をしていく。



◆更なる除染の徹底について

国は平成24～25年の二ヶ年にわたって、町内の宅地や農地等の除染を実施したが、2回目の事後モニタリングの結果にもあるように、宅地の約50%弱の区域で、年間1 mSv (0.23 μSv/h) を超えている。

問 行政区単位の宅地・農地・森林等の空間放射線量率の実態は。

答 (町長) 2回目の事後モニタリングの結果、宅地は0.23 μSv以下の地点が約54%、超える地点が約46%。農地は平均0.33 μSv、行政区別平均の最高が0.52 μSv、最低が0.17 μSv、森林は平均0.54 μSv、行政区別平均の最高が0.72 μSv、最低が0.32 μSvとなっている。

問 松館、旭ヶ丘、上繁岡地区の数値が非常に高いが、その理由は。

答 (放射線対策課長) 第一原子力発電所に近く、地形や山林等の面積が多いという影響もあるのではないかと。

問 今まで除染は、生活圏から20 mの範囲内しか実施していないが、今後はその範囲を超えて除染や裏山の木の伐採を実施しないと、数値は下がらないのではないかと。

答 (放射線対策課長) 国に継続して要望していく。

問 早く里山除染モデル事業の地域を指定して、実証試験を実施すべきと思うが。

答 (放射線対策課長) 国に対して広い範囲でのモデル事業の実施を要望していく。

問 今後のフォローアップ除染について。

答 (町長) 対象となる基準が明確でない。目標の空間線量率0.23 μSvを超える箇所を対象とするよう、引き続き国に強く求めている。

問 気がかり調査とは。

答 (放射線対策課長) 除染時の測定箇所以外に、町民の方が気になる箇所を測定することを目的として実施している。

問 当町の線量は、震災前の0.04～0.05 μSvに比べ、5倍から10倍となっている。町は1 mSv以上の所は、さらに除染をするよう要望すべきと思うが。

答 (放射線対策課長) 町独自の詳細なモニタリングを実施し、その結果を基に国に対し強く要望していく。

◆震災関連死について

避難生活も5年9ヶ月が過ぎ、心身共に疲弊をきたし健康を害する方が多くみられる。

問 関連死の実態は。

答 (町長) 11月現在、本町の震災関連死は143件となっている。

問 震災以降現在まで亡くなった方はどのくらいか。

答 (住民福祉課長) 562名の方の死亡届が出されている。

問 関連死の予防対策は。

答 (住民福祉課長) ヘルシーアップ教室・元気あっぷ教室等、健康管理事業を継続的に実施し、生活支援相談員・保健師等の定期訪問により予防に努めている。

問 様々な行事に参加している方は比較的元気だが、参加せず部屋にこもっている方に対して、どのような働きかけをしているのか。

答 (住民福祉課長) 社協による生活相談支援員の訪問時に、困り事相談や外出を促し、孤立化を防ぐ方策を実施している。

要望 生活相談員や支援員の人員を確保して、住民の抱えている悩みや問題に対応することが、関連死を少なくする方法だと思われる。さらなる充実策を実施すべき。

◆冷却機能の一時停止について

11月22日の地震の際に、第二原発3号機の使用済核燃料プールの冷却機能が一時停止したが、その原因と通報連絡はどのようになっていたか。

答 (町長) 1時間7分後の午前7時6分に第1報のファクス・電話を確認。7時54分の第2報で、冷却再開を確認した。原因は、地震により燃料プールの水が流出し、調整用タンクの水位が低下したため停止したとの説明を受けている。

問 今回のトラブルは、通報連絡要綱で発生後直ちに通報すべきものが遅れたこと、さらに冷却機能が停止するという点で、東電に対する不安の声が増し、来春の帰町目標にあたり町民の帰還意識に影響しないか。

答 (町長) 町民に不安を感じさせない対応を、国・事業者等に要望していく。



◆ 来春の学校再開について

問 スクールバスの運行については「町内はスクールバスで完全送迎します。」となっているが、どのようにするのか。

答 (教育長) 4月から再開する小中学校へ通学する全ての児童生徒を対象に、スクールバスによる送迎を実施する予定。運行経路や体制は今後検討するが、住宅地等に集合場所を設けるなど、乗車時間が長時間にならないよう、きめ細かに配慮する。

問 7月の段階で79名が通学すると聞いているが、南北の生徒数の内訳は。

答 (教育総務課長) 現段階では、北地区の人数のほうが多い。

問 79名だとバス2台では間に合わないのではないかと。例えば南に2台、北に2台という形になるのか。

答 (教育総務課長) 現段階では、北地区3台、南地区3台、広野までのスクールバスの全体で7コース程度を考えている。

問 最初に乗った児童が学校に着くまでの乗車時間は、どれくらいになるのか。

答 (教育総務課長) 約30分から40分程度を1コースという形で、現在検討を重ねている。

問 JRでの通学者に対して「広野駅からスクールバスを運行します。」となっているが、いわき駅からの電車内に引率者は配置するのか。

答 (教育長) 低学年の児童も乗車することや、防犯や安全面に配慮が必要であるため引率者を配置したい。広野駅からのスクールバスの運行は、3月のダイヤ改正の結果によるが、最寄り駅間をスクールバスで送迎したい。

問 今後のダイヤ改正に向けて、町からJRに要望はしているのか。

答 (町長) JRに対し、子供たちの通学や通勤も含めて、時間配分を検討するよう要望している。その結果、7時台1本と、夜8時台1本が増便になった。常磐線が全線開通しないと、ダイヤ編成が極めて困難であるということは、JRからも説明を受けているが、ぎりぎりの交渉をして現在に至っている。

問 放課後や土曜日の学習支援は今後どのようにするのか。

答 (教育長) 学力向上のため、放課後や土曜日の学習の場を設けたい。4月以降に町内で開設するため、民間の学習塾と調整を進めている。また、放課後の預かりを行う予定のまなび館では、書道や珠算など施設を利用する地域住民と交流しながら学ぶ仕組みも検討している。

問 共働きでなくても、放課後の預かりを受けることができるのか。

答 (教育総務課長) 共働きでな

い世帯も、安全・安心のためまなび館で預かりをしたいと考えている。その時間を過ごして、夕方スクールバスで送り届けるというように検討している。

答 (教育長) 学校が終わったら全員まなび館に移動し、1時間程度予習、復習、宿題などを毎日しっかり学ばせて、子供の学力向上を考えていきたい。

問 土曜塾とは。

答 (教育総務課長) 土曜日に民間の塾に来てもらい、小・中学生を教えてもらう。また、平日も週1・2回程度、時間があれば実施したい。

◆ 中満南団地について

問 1工区については12月に鍵の引き渡しとなっているが、選考基準はどのようになっているのか。

答 (町長) 現在コンパクトタウン計画地の中に災害公営住宅123戸を建設中であり、そのうち1工区17戸が完成間近である。今月に予定している鍵引き渡しは、津波被害により住家が災害危険区域に指定され、当該災害公営住宅への津波防災集団移転を希望された世帯のうち、早期の町への帰還を希望する世帯を対象とした。

問 分譲宅地の整備について現段階で18区画が完成したが、今後のくらい宅地を造成するのか。

答 (町長) コンパクトタウン内において、先般完成した1工区分18区画の西側に約4ヘクタールの住宅用地整備を計画している。1工区の販売を今月から開始し、その販売状況を見ながら一戸建て住宅向けのほか、集合住宅の建設も想定した宅地造成を行っている。



◆安心感を担保する施策の実施は

我が町は今、復興事業に取り組み、順調に推移している状況と見受けられるが、安心に関する件については、まだまだ全町民より受け入れられていない部分がある。

問 木戸ダムの水の安全について、安心感を担保するための考えは。

答 (町長) 企業団が供給する水道水は安全であると考えが、不安を持つ方も少なくないため、引き続き管理の徹底、水の安全を理解してもらうための取り組みを進めていく。

問 飛散したセシウムが湖底にたまっている状況を不安視する方が多くいる。湖底の泥を取り除いてもらいたい。木戸ダムには泥吐きをする機能があるのか

答 (放射線対策課長) 底のほうから泥が吐き出せる構造にはなっていない。

問 不安視する町民がいれば不安を取り除くのが行政の努めである。不可能であれば、水をろ過する装置を考えてはどうか。

答 (放射線対策課長) 企業団の水は、基準値をクリアしており安全は確保されている。

問 安心感を保つため、帰町した家庭にろ過装置を設置するような考えはないか。

答 (放射線対策課長) この場で結論は出せない。今後、企業団とも調整しながら勉強していく。

答 (町長) 蛇口から出た水が、口に入る最終的な水であり、この安全性を確立することは重要である。

◆富岡町へ整備される最終処分場に対する不安を解消するための方策は

答 (町長) 施設周辺の生活圏への影響はほとんどないと理解しているが、今後国が示す輸送計画に関する安全対策や当該行政区への風評対策など、町民が抱く不安に対する対策をしっかりと講じるよう、管理者である国に求めていく。

問 安心感を担保するため、防護壁を建ててはどうか。国に強く要望して、町民の不安を解消してもらいたい。住民は深刻に捉えている。

答 (放射線対策課長) 国の責務として、周辺住民に対する安全・安心に対する説明を継続していくしかない。

問 大雨や風、地震の場合、安全性が必ず担保されない。そのため、放射線防護壁の設置を義務付けて欲しい。

答 (放射線対策課長) 埋め立て中、埋め立て完了後も100%安全と言い切れる施設ではない。何かあった場合は、国の責任において対応してもらう。

問 町では地元との安全協定を結んだのか。

答 (放射線対策課長) 安全協定締結には現時点では至っていない。

◆線量の高い地域のモニタリング、フォローアップ除染の進捗状況はどうか。また、農業施設の部分での用・排水路の整備状況はどの程度進んでいるのか

答 (町長) 本格除染終了後、3回目の事後モニタリングが環境省により実施され、現時点では結果の取りまとめ中であるが、環境省に追加的措置を実施するよう要望している。

用排水路の整備状況は、現在環境省で町内全域の農業用・排水路の除染土砂払いを実施しており、年度内に完了予定となっている。

問 0.23 μ Sv/h以上が46%あるということだが、長期的という考え方をいつまでも持ってもらっては困る。しっかり対応してもらいたい。下がない所をなぜしっかり、丁寧に除染をしないのか。除染の体制整備について、町も指導監督をしなければならない。

答 (放射線対策課長) 原因追及も含めて、環境省に新たな対策を講じるよう要望していく。

問 井出川河口付近に放射性物質があったと聞くが。

答 (放射線対策課長) 現時点では第一原発事故由来のものだろうということで東京電力のほうに調査を依頼している。今後の対応は、周辺における高濃度の放射性物質の有無について、早急に調査するよう要望している。

要望 町民の安心を担保する施策を取り入れ、安心して戻れるような町を目指してもらいたい。

要望活動

平成28年11月に実施しました『議会報告会並びに意見交換会』において、皆さまからいただいたご意見やご要望を基に要望事項を取りまとめ、国と東京電力ホールディングス(株)に対し、要望活動を行いました。

≪国へ要望書を提出≫

平成28年12月6日、国の関係省庁等に要望書を提出いたしました。

提出先及び要望の内容については、以下のとおりです。

【提出先】

復興庁、環境省、農林水産省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省、自由民主党東日本大震災復興加速化本部



復興庁

≪ 要望の趣旨 ≫

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から早くも6年目を迎え、昨年9月には、国による避難指示が解除され1年3か月となりますが、今もなお、9割を超す多くの町民は、住み慣れた故郷を離れ、様々な環境の下で避難生活を強いられ、心身ともに疲弊している状況にあります。

当町は来年春を帰町目標と定め、元の生活機能の回復を目指し帰町環境の改善に取り組んでいますが、真

の復興に至るには様々な課題もあり、国・県の支援、さらには住民、諸団体等と連携し、官民一丸となり復興の加速化と「新生ならば」の創造に向け取り組んでおります。

国におかれましては、過去に類を見ない極めて過酷な原子力災害からの復興を目指す当町の実情を再度認識いただき、国の責務として総力を挙げて対応下さるよう、下記のことについて強く要望いたします。

≪ 檜葉町の復興再生に向けた要望事項 ≫

- 1 原子力発電所事故の収束と住民への迅速かつ正確な情報提供について
 - ①原発事故の収束作業と廃炉に向けた取り組みの安全かつ着実な推進。
 - ②東京電力ホールディングス(株)の、情報隠ぺい体質の是正と迅速かつ正確な情報公開の徹底。
 - ③深刻な原子力被害を想定した防災体制の強化。
 - ④福島第二原子力発電所の早期廃炉に向けた行政指導。
- 2 来年春の帰町目標に向けた除染、家屋解体の促進について
 - ①通学路・隣接する森林の徹底的な除染。
 - ②生活圏である里山の除染。
 - ③木戸ダム湖底・河川の除染。
 - ④町内のフレコンバックの早期搬出。
 - ⑤家屋解体の速やかな実施と追加受付。
- 3 避難指示解除後のより一層の支援強化について
 - ①教職員の増員配置(加配)と財政支援。特別支援学級設置の要件緩和と財政支援。
 - ②放課後・休日の学習支援体制の強化と財政支援。
 - ③「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の予算確保。
 - ④治安、防犯体制の維持・強化と財政支援。
 - ⑤復興公営住宅への入居要件の緩和。
- 4 福祉、医療の充実・整備並びに財政支援について
 - ①社会福祉施設の充実・整備と運営に対する財政支援の強化。

- ②医療の充実、整備に対する財政支援。(人工透析が可能な医療環境の整備と財政的支援など)
- 5 財物賠償について
 - 財物補償の一律全損扱い。
- 6 営農再開支援の強化策について
 - ①個人営農者向け農業用機械等導入事業などの詳細の明示。
 - ②営農再開に向けての技術支援。(仮置き場撤去後の土壌改良を含む。)
 - ③有害鳥獣駆除(特にイノシシ)の対策支援。
- 7 復興再生と災害時の緊急避難道の早期整備と交通渋滞緩和について
 - ①国道六号線の渋滞緩和と4車線化。
 - ②県道広野・小高線(通称浜街道線)の早期完成。
 - ③県道いわき・浪江線(通称山麓線)の渋滞緩和と道路改良。
 - ④県道小埜・上郡山線(通称旧国道6号)の渋滞緩和と道路改良。
- 8 常磐道いわきIC～広野ICの4車線化による早期の供用開始について
- 9 高速道路無料措置の延長について
- 10 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等の支援制度の継続について
 - 医療費一部負担金、介護保険に係る利用者負担金、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の全額免除に対する支援の継続。



環境省



農林水産省



文部科学省



経済産業省

《東京電力ホールディングス㈱へ決議書を提出》

平成28年12月7日、東京電力ホールディングス株式会社本社において、決議書を手渡しました。決議書の内容等は以下のとおりです。

《 決議書 》	《 決議事項 》
<p>東京電力ホールディングス株式会社においては今年9月に発覚した福島第二原子力発電所における核物質防護規定の遵守義務違反並びに11月22日に発生した地震による福島第二原子力発電所3号機使用済み燃料プールの冷却装置緊急停止など町民の不安は増大しています。過去に類を見ない極めて過酷な原子力災害により、今なお避難を余儀なくされている当町の現状を再度認識し、事故原因者の責務として総力を上げて対応するよう下記事項について強く決議いたします。</p>  <p>廣瀬社長へ決議書を渡す</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 社内コンプライアンス体制の確立、情報隠ぺい体質の速やかな是正と迅速かつ正確な情報の提供を行うこと。 2 福島第一原子力発電所事故の収束作業と廃炉に向けた取り組みを安全かつ着実に進めること。 3 福島第二原子力発電所の潜在的リスクの観点から、早急に廃炉を決定すること。 4 住居確保損害を除く財物賠償は避難期間に関係なく一律全損とすること。 5 復興関連事業への支援と地元雇用を含めた地域振興策を講ずること。

総務環境常任委員会

◆町営住宅の現状と空き家バンクの実態調査

【調査日：平成28年11月4日】

現在の居住環境整備の進捗状況について、町営住宅の現状と空き家バンクの実態について、担当から説明を受け、現地にて調査をしました。

○町営住宅の現状

1) 震災前に入居状況

震災前の町営住宅の入居状況は、304戸中292戸に入居しており、入居率は96.0%。

2) 解体申請状況

○解体予定戸数内訳

住宅名	既設戸数	解体予定数	残存戸数
向ノ内住宅	83	42	41
鐘突堂住宅	32	8	24
佐野住宅	24	13	11
名古屋住宅	39	24	15
後沢住宅	62	4	58
宮下住宅	4	0	4
雇用促進住宅	60	0	60
計	304	91	213

3) 町営住宅の修繕状況

平成26年度より213戸を対象とした修繕工事に着手し、平成28年9月末現在で129戸が完了。平成29年3月までには全213戸の修繕が完了予定。



修繕前の町営住宅の状況を調査

4) 意向調査の状況

○意向調査結果（回収率：50.7%）

	対象世帯	回収世帯	入居意向	退去意向	未定
計	213	108	42	63	3

○空き家バンクの実態調査

1) 生活再建空き家・空き地バンク事業とは
空き家・空き地の有効利用を促進することで、町内で生活再建を果たす方々の支援を行い、建物の老朽化や景観・治安の悪化等を、未然に防止する対策を講じる事業。

2) 事業の実績

○空き家・空き地バンク利用申請件数集計表

（平成28年10月26日現在）

①物件を買いいたい・借りたい方

項目	利用希望の種別			
	買いたい	借りたい	建物	土地
申込者件数	11	9	14	6

②物件を売りたい・貸したい方

項目	利用希望の種別			
	売りたい	貸したい	建物	土地
調査中・調査済物件数	11	9	12	13
成約済物件数	4	2	1	5

○まとめ

町営住宅の修繕は、帰町する町民にとって住環境の整備は必須であるため、工期内での完成へ向けた厳正な進捗管理と、震災前入居者の意向確認を早急に進めるよう要望した。

空き家バンクについては、町内外により一層のアピールが必要である。

経済福祉常任委員会

◆コンパクトタウンの現況調査

【調査日：平成28年10月27日】

現在、北田字中満地区に整備が進められているコンパクトタウンについて、平成30年春の開業、開館を予定している商業施設及び交流館、平成28年12月から随時引渡し予定である災害公営住宅の進捗状況を、担当から説明を受け、現地にて調査をしました。

○商業施設について

1) 敷地造成

- ・測量調査設計業務

平成28年9月～平成29年1月末

- ・造成工事

平成29年1月～平成30年3月予定

2) 建築

- ・基本設計業務

平成28年11月～平成29年1月予定

- ・建築実施設計業務

平成29年1月～平成29年5月予定

- ・建築工事

平成29年7月～平成30年2月予定

3) 出店予定事業者

平成28年11月現在での出店予定事業者の業種は以下のとおり。他の業種についても調整中である。

- ・出店予定業種

- ①スーパーマーケット ②ホームセンター
- ③飲食店 ④理容店 ⑤薬局
- ⑥マッサージ ⑦クリーニング店 等



建築中の災害公営住宅

○交流館について

- ・建築基本・実施設計業務

平成28年10月～平成29年3月

- ・建築工事

平成29年6月～平成30年2月予定

1) 『みんなの「ならば交流館（仮）」を創るためのお茶飲み会』の開催

多くの町民の声を反映させるため、あおぞらこども園サロン「ふらっと」において、計4回開催。これらの意見を反映しながら、交流館の設計や計画を進めていく。

○災害公営住宅について

中満地区に整備が進められている災害公営住宅は、1工区17戸が12月に入居希望者への引渡しを予定しており、計123戸という町内最大の災害公営住宅である。

1) 建築工程の確認

- ・基礎工事

1棟あたり5箇所の地盤調査を行い、地盤の強度を確認したうえで基礎工事を実施している。

- ・建方及び大工工程

木造ではあるが、接合部に構造用金物を使用する施工主独自の工法により、建物の強度を確保している。

○まとめ

コンパクトタウンの整備は、帰町する町民を迎え入れるうえで必要不可欠なものであり、各施設とも定められた工期内での完成が求められており、特に、商業施設については、平成30年4月の開業予定時期がさらに遅れることのないよう適正な進捗管理を求めた。

また、商業施設への出店事業者に対する支援策や、交流館の継続的な運営に向けた検討も必要である。

原子力発電所安全対策常任委員会

◆原子力発電所の安全対策に関する調査

【調査日：平成28年11月7日】

東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」)は、福島第二原子力発電所において、侵入検知器の警報を意図的に停止していた問題で、原子力規制委員会より核物質防護規定※の遵守義務違反に当たるとして嚴重注意文書を受けた。本事案に対する再発防止策が示されたことに伴い、東京電力より現地にて説明を受けた。

※核物質防護規定とは

法律の規定に基づき、原子力事業者が発電所毎に定めており、核物質及び原子炉施設の防護に係る管理方法などを記載し、国に許可を受けている規定です。

○核物質防護規定の遵守義務違反について

1) 事案の概要

平成27年10月7日に原子力規制庁による核物質防護検査において、警備上の監視業務の一部が適切に行われていなかったことが確認された。

具体的には、周辺環境の影響から侵入検知器の不要警報が多発するため、一時的に警報表示機能を停止していたものである。

本事案については、原子力規制委員会にて、核物質防護規定の遵守義務違反に当たると判断され、東京電力は、平成28年9月12日に嚴重注意文書を受領した。

2) 原因

核物質防護担当者の関係法令の理解および核セキュリティの重要性に対する意識の不足、本社および上位職者を含めた組織的管理体制の不備である。

3) 再発防止策

- 法令の理解および核セキュリティに対する意識向上
- 核物質防護業務に係る組織的なチェック機能の強化
- 監視業務に係る環境整備の強化

- 核セキュリティ文化醸成教育の実施

○まとめ

二度とこのような事象が起きないように、再発防止策を着実に実施するとともに、安全・安心を最優先した運営を行い、町民の帰町意識をすぐことのないよう、地域住民との信頼回復に全力で取り組むよう強く要望した。



福島第二原子力発電所での調査

【調査日：平成28年12月13日】

平成28年11月22日、福島県沖を震源とする最大震度5弱の地震が発生し、福島第二原子力発電所3号機において、使用済燃料プールの冷却が一時停止した。

本事案の経過及び原因、再発防止策等について東京電力より説明を受けた。

また、併せて福島第一原子力発電所において平成28年12月4日、5日に発生した度重なるトラブルの経過についても説明を受けた。

○福島第二原子力発電所3号機使用済燃料プール冷却の一時停止について

1) 事案の概要

発生日：平成28年11月22日

- 5時59分 地震発生
- 6時10分 3号機使用済燃料プール冷却停止
- 6時16分 通報連絡(第一報)「地震発生」
- 6時31分 津波観測(約1m)
- 7時06分 通報連絡(第二報)「3号機使

用済燃料プール冷却停止」

※冷却停止から通報まで56分

(事象発生後30分が目安)

- 7時10分 記者クラブへ電話連絡
- 7時47分 通報連絡(第三報)「3号機使用済燃料プール冷却再開」

※冷却停止による温度上昇は、0.2℃
(29.3℃→29.5℃)

- 7時58分 報道関係者へ「3号機使用済燃料プール冷却停止」の一斉メールによる情報発信

※通報から一斉メールまで52分
(通報後30分が目安)

平成28年11月24日

- 地震に伴う波打ちにより、2、3、4号機のダクト接続部から使用済燃料プール水が漏れた件を公表
(管理区域内の漏えいであり、設備や外部への影響なし)

※事象発生から2日後

2) 再発防止策

・設備・運用面の対策

- ①3号機使用済燃料プール冷却停止への対策
スキマーサージタンク水位の運用管理レベルを、通常の運用の範囲内で引上げ。水張りの自動化を検討。

- ②2、3、4号機使用済核燃料プール水の漏えいへの対策
ダクト接続部等の定期的な点検、補修の実施。ダクトの閉止の検討。

・通報・連絡体制の対策

- ①国・立地自治体への迅速な通報
地震発生後の通報様式に「冷却状態」を追加。全ての通報担当者に周知徹底。

- ②トラブルの迅速な公表

一斉メールの迅速な発信に注力できるよう、作成担当者を専任化。

- ③地震発生時の通報・公表の在り方
社会的関心を考慮し、通報・公表の在り方を検討。



東京電力による説明

○福島第一原子力発電所で発生した使用済燃料プール循環冷却二次系設備停止及び3号機原水炉注水停止について

1) 1～3号機共用使用済燃料プール循環冷却二次系設備停止

- ・発生日：平成28年12月4日～5日
運転員が月1回の定例パトロールにて、冷却水配管ベント弁廻りの確認作業を実施しており、意図せず触れ弁を「開」状態とした可能性がある。

・再発防止策

冷却水配管に設置されているベント弁(当該弁を含めて8個)を結束バンド等で固定する。ベント配管の先端に閉止プラグを取り付ける。

2) 3号機原水炉注水停止

- ・発生日：平成28年12月5日
定例点検を実施していた協力企業作業員が、よろめいて左肘を3号機注水ポンプのスイッチにぶつけ停止させた。

・再発防止策

注水ポンプのスイッチの構造を見直すとともに、強固なカバーを取り付けるなどの改善を図る。

○まとめ

原子力発電所における度重なるトラブルの発生は、平成29年春の帰町と学校再開へ向けて進めている町の復興に水を差すものである。当委員会では、東京電力に対し、安全・安心を最優先した運営体制を早急に確立し、再び同様の事象が発生しないよう、また、これ以上町民の帰町意識をそぐことのないよう強く申し入れた。

特定廃棄物等の埋立処分事業に係る輸送計画（案）【説明：環境省】

《開会日：平成28年12月16日》

特定廃棄物等の特定廃棄物埋立施設(富岡町)への輸送に関し、基本事項・実施事項を取りまとめた輸送計画（案）について、環境省より説明を受けました。



環境省による説明

【説明の概要】

- 1 輸送の基本原則
 - ①安全かつ確実に輸送すること
 - ②埋立計画に合わせ計画的かつ円滑に輸送すること。
 - ③関係者の理解と協力のもとに輸送すること。

- 2 輸送に係る基本事項
 - ①輸送対象：対策地域内廃棄物等、福島県内の指定廃棄物、双葉郡8町村の生活ごみ。
 - ②搬出先：特定廃棄物埋立処分施設（富岡町にある管理型処分場）、セメント固型化が必要な場合は、セメント固型化施設（楡葉町）を經由し、セメント固型化後、特定廃棄物埋立処分施設に搬入。
 - ③搬出準備及び輸送：搬出前に保管場所において収納容器への詰替・封入を行う。また、保管場所から搬出先までの輸送車両の運行管理を行う。

平成29年3月定例会は、3月中旬ごろ開催予定です。

● **場 所**

楡葉町役場庁舎 3階 議場
(双葉郡楡葉町大字北田字鐘突堂5の6)

※議会を傍聴される際には、決まりを守り静粛に傍聴されるようお願いいたします。なお、席には限りがありますので、予めご了承ください。



◆ **傍聴の際守っていただくこと** ◆

- ①携帯電話等は電源を切るか、音を発しないように設定してください。また、通話や撮影、録音は行わないでください。
- ②傍聴席では静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - ・議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - ・談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
 - ・飲食又は喫煙をしないこと。
 - ・みだりに席を離れないこと。
 - ・不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - ・その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

議会の足跡【10月～12月】

日付	10 月
1	あおぞらこども園運動会
2	ふたばワールド2016inかつらお (葛尾村)
4	議会運営委員会
5	公立双葉准看護学院仮設校舎整備工事 安全祈願祭・起工式(南相馬市)
7	平成28年第8回10月檜葉町議会 臨時会
9	檜葉町・会津美里町議会議員交流会 (会津美里町)
20	全国町村議会議長会会長視察来庁
22	原子力防災訓練(檜葉町・会津美里町)
24	全国原子力発電所立地議会サミットA ブロック実行委員会(東京)
27	東日本大震災及び原子力災害に関する 特別委員会(コンパクトタウン)
29	TUF秋空散策あるこう会in ならは2016
30	檜葉中学校ゆずり葉祭(いわき市)
31	高速道合同促進期成同盟会並びに要望 活動(東京)
日付	11 月
1-3	町民号(北陸・長野)
4	東日本大震災及び原子力災害に関する 特別委員会(町営住宅・空き家バンク)
7	東日本大震災及び原子力災害に関する 特別委員会(第二原子力発電所)
8	双葉地方町村議会議長会要望活動 (東京)
9	第60回全国町村議会議長会全国大会 (東京)
10-11	第10回全国原子力発電所立地議会 サミット(東京)
13	消防団秋季検閲式
14	議会運営委員会
16	平成28年第9回11月檜葉町議会 臨時会
18	檜葉町戦没者追悼式 双葉地方町村議会議長会議員研修
19-20	第28回市町村対抗福島県縦断駅伝 競走大会激励(白河市・福島市)

21	議会報告会並びに意見交換会 (銭田・白水・林城・相子島)
23	議会報告会並びに意見交換会 (こども園・会津美里・高久第10)
24	議会報告会並びに意見交換会 (高久第5・高久第6・作町・高久第8)
25	広域市町村圏組合議会定例会(広野町)
26	議会報告会並びに意見交換会(空の家)
27	議会報告会並びに意見交換会(東京)
28	議会報告会並びに意見交換会 (四倉・高久第9・上荒川・飯野)
30	双葉地方町村議会議長会意見交換会 (福島市)
日付	12 月
2	ウインターイルミネーションinならは 2016
6-7	要望活動(東京)
9	議会運営委員会
12	議会合同委員会
13	東日本大震災及び原子力災害に関する 特別委員会(福島第二冷却停止) 高木経済産業副大臣との意見交換会 中満南住宅団地内覧会
14-16	平成28年第10回12月檜葉町議会 定例会
16	議会全員協議会(環境省:輸送計画)
20	双葉郡出身県職員との意見交換会
26	中満災害公営住宅かぎ引き渡し式
28	仕事納め式



高木経済産業副大臣との意見交換会

議会報告会並びに意見交換会を開催しました

平成28年11月に6日間、県内外の17会場で、議会報告会並びに意見交換会を開催しました。2年ぶりに開催した今回、約150名の方々にご参加をいただき、多くのご意見やご要望等をいただきました。

この意見交換会でいただいたご要望などをもとに、国・東京電力ホールディングス(株)への要望活動を実施いたしました【関連記事14～15ページ】。

また、みなさんにいただいたご意見を、今後の議会活動に活かして参ります。

ご参加いただいたみなさん、ありがとうございました。



あおぞらこども園



東京会場



空の家



宮里仮設（会津美里）



内郷白水仮設



作町一丁目仮設